

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子
補給金交付要綱

令和6年4月1日
坂井市告示第234号

（趣旨）

第1条 この告示は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）（以下「県融資」という。）の貸付を受けた市内中小企業者の金利負担を軽減し、経営の安定化を図ることを目的に交付する福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金（以下「補給金」という。）に関し、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者）

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- （1）令和6年2月27日から令和6年8月30日までに県融資の貸付を受けた者であること。
- （2）市内に事業所を有する者であること。
- （3）市税の滞納がないこと。

（補給対象経費）

第3条 補給金の対象となる経費は、県融資の貸付時に取扱金融機関が作成した返済予定表の利子額のうち、受給対象者が県融資の貸付を受けた日から起算して5年を経過する日が属する月までに支払った利子額とする。

（補給金の額等）

第4条 補給金の交付は年1回とし、1回に交付する補給金の額は、前年度の4月1日から翌年3月31日までの期間内に受給資格者が取扱金融機関に対し支払った利子額に3分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下この条において同じ。）とする。ただし、対象となる期間の最後の月（以下「期間最終月」という。）の属する年度にあつては、4月1日から期間最終月までの期間中に係る利子額に3分の1を乗じて得た額とする。

2 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の補給金の額は、次に掲げるとおりとする。

- （1）利子の支払額が変更前の額を超えるとき 変更前の利子の支払額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。
- （2）利子の支払額が変更前の額より少ないとき 変更後の利子の支払額に3分の1を乗じて得た額とする。

（金融機関への委任）

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申出者」という。）は、県融資の貸付を受けた金融機関に、交付申請及び請求に関する一切の行為に関する

権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、申出者に補給金の交付申請に必要な書類等の提出を求めるものとする。

（交付申請）

第6条 受任者は、第4条に規定する補給金の額をとりまとめて、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）受取利子額一覧表（様式第1号別紙）
- （2）委任状及び振込依頼書（様式第2号）
- （3）市税調査同意書（様式第3号）
- （4）取扱金融機関が発行した返済予定表の写し
- （5）振込先の口座がわかる書類の写し
- （6）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項における提出期限は、申出者が受任者に対して利子を支払った日の属する年度の翌年度の4月末日とする。

- 3 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

- 4 市長は、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

（交付決定兼確定通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補給金の交付の適否及びその額を決定し、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付決定兼確定通知書（様式第4号）に交付決定兼確定額一覧表（様式第4号別紙）を添えて、受任者に通知するものとする。

- 2 受任者は、前項に基づく交付決定兼確定通知を受けたときは、速やかに申出者へ通知するものとする。

（補給金の請求）

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた受任者は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づく請求書を受領したときは、申出者に対し、速やかに補給金を交付するものとする。

（補給金の返還等）

第9条 市長は、受任者又は申出者が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該貸付に係る補給金の全部又は一部について交付決定を取り消し、既に補給金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- （1）この告示の規定に違反したとき。
- （2）信用保証協会に対する代位弁済請求があったとき。ただし、期限の利益喪失日までに支払った利子額については補給金の対象とする。
- （3）偽りその他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。
- （4）その他市長が必要と認めるとき。

- 2 事業を休止又は廃止した場合は、補給金の交付請求の有無にかかわらず、当該事

業を休止又は廃止した日以後において、補給金の交付は行わない。ただし、市内に事業所を有する中小企業者が、申出者が行っていた事業を承継し、当該資金の債務も含めすべてを承継したときは、この限りでない。

(変更届出等)

第10条 申出者は、住所、所在地、商号、代表者、口座名義等の変更があった場合（市内に事業所を有する中小企業者等が当該事業を承継した場合を含む。）には、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金変更届出書（様式第6号）を、受任者を經由して速やかに市長に届け出なければならない。

(書類の保存)

第11条 申出者及び受任者は、本事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

坂井市長 様

申請者 (金融機関所在地)
(金融機関名)
(代表者名)

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る
坂井市利子補給金交付申請書兼実績報告書

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、当該制度融資に係る利子補給について別紙のとおり実績を報告するとともに、当該補給金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補給金交付申請兼利子実績額 金 円
2. 添付資料
 - ・受取利子額一覧表（様式第1号別紙）
 - ・委任状および振込依頼書（様式第2号）
 - ・市税調査に関する同意書（様式第3号）

様式第1号別紙（第6条関係）

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）の受取利息額一覧表

No	取扱支店	事業者名	融資資金名	対象者	資金使途	融資年月日	融資期間	借入期間	融資額	金利	補助対象貸付額	左に係る受取利息額 (補助金交付申請額)
84			〇〇資金融資	・個人事業主 ・小規模事業者 ・中小企業者 等	・運転資金 ・設備資金				〇〇万円	年 〇〇%		
1												
2												
3												

- 注
1. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
 2. 「事業者名」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金の対象となった者の企業名及び代表者名を記載する。
 3. 「融資年月日」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）の貸付開始日を記載する。
 4. 「補助対象貸付額」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）の元金を記載する。
 5. 「左に係る受取利息額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額の、本説明に係る計算期間における受取利息額（顧客口座に年度末に入金される金額）を記載する。

委任状及び振込依頼書

当社（私）は、（金融機関所在地）

（金融機関名称）

（代表者氏名）

を代理人と定め、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付要綱第6条及び第8条に規定する補給金の交付申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任します。

また、本補給金の交付を受けるにあたり、坂井市に対し、以下の口座へ振り込むことを依頼します。

（振込先口座）

福井県中小企業支援緊急資金の融資を受けた口座

金融機関名： 銀行・信用金庫 支店

口座番号：（普通・当座）

口座名義人：

年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先

金融機関確認印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ記入（自署）してください。

※口座情報の分かる資料（通帳の写し等）を添付のこと。

市税の調査に関する同意書

坂井市長 様

当社（私）は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金の申請に伴い、同補給金交付要綱第3条に規定する期間及び申請時において、坂井市産業政策部商工労政課長が次の事項について調査することに同意します。

記

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金の交付可否等を判断するために必要な市税の納付状況

令和 年 月 日

申請者 住所

事業所の名称

代表者役職及び氏名

印

※ 個人情報に関する事項

本同意書により得られた個人情報は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付申請に関わる目的以外には使用しません。

様式第4号（第7条関係）
坂井市商指令第 号

（金融機関所在地）
（金融機関名）
（代表者名）

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る
坂井市利子補給金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請があった福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金については、同補給金交付要綱第7条及び坂井市補助金等交付規則第8条第1項の規定により別紙のとおり交付を決定し、併せて同規則第16条第1項の規定に基づき審査した結果、次のとおり額の確定をしたので通知します。

年 月 日

坂井市長
（公印省略）

1. 交付決定兼交付確定額 金 _____ 円
2. 添付資料
 - ・ 交付決定兼確定額一覧表（様式第4号別紙）

令和6年4月より、本通知の市長印については公印省略の取り扱いとしております。
ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

担当課： _____ 担当者名： _____ 電話番号： _____

様式第4号別紙（第7条関係）

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付決定兼確定額一覧表

No	取扱支店	事業者名	保証番号	補助対象貸付額	左に係る受取利子額 (補助金交付決定額)
1					
2					
3					

- 注
1. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
 2. 「事業者名」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名および代表者名を記載する。
 3. 「融資年月日」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）の貸付契約日を記載する。
 4. 「補助対象貸付額」の欄は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）金の元高を記載する。
 5. 「左に係る受取利子額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額の、本証明に係る計算期間における受取利子額を記載する。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

坂井市長 様

申請者 (金融機関所在地)
(金融機関名) 印
(代表者名)

福井県中小企業支援緊急資金（令和 6 年能登半島地震）に係る
坂井市利子補給金交付請求書

年 月 日付坂井市商指令第 号で交付決定兼確定通知があった福井県中小企業支援緊急資金（令和 6 年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金_____円を交付されるよう同補給金交付要綱第 8 条第 1 項及び坂井市補助金等交付規則第 18 条第 2 項の規定により請求します。

坂井市長 様

住 所（所在地）
企 業 名
代 表 者 名

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る
坂井市利子補給金変更届出書

このことについて、下記のとおり変更しましたので、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る坂井市利子補給金交付要綱第10条の規定により届出します。

記

1 変更事項

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後	変更年月日

※変更内容が確認できる資料（登記簿の謄本の写し等）を添付のこと。